

NPO 法人日本咳嗽学会定款施行細則

第1章 総則

第1条 (名称)

本法人の英文名は (Japan Cough Society : JCS) と称する。

第2章 会員

第2条 (会員の権利)

本会の会員は次の事項の権利を有し、又は享受する。

1. 本会が発行する機関誌の頒布を受けること。
2. 本会が主催する学術集会、講演会、研究会等に参加し、あるいは研究発表を行うこと。
3. 投稿規定に基づき、機関誌「Cough Investigation」に投稿すること。

第3章 学術集会

第3条

学術集会には次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 次期会長 1名

第4条

会長及び次期会長の職務について次の通り定める。

1. 会長は本法人の事業としての学術集会を主催する。
2. 次期会長は会長の職務を補佐する。
3. 会長、次期会長は、それぞれ評議員会に出席して意見を述べるができる。

第5条（会長及び次期会長の選任と任期）

選任方法と任期について、次の通り定める。

1. 会長の任期は前期学術集会後から当該学術集会終了までとし、自ら主催する学術集会終了後、その任を次期会長に委譲する。
2. 次期会長は評議員会での投票により評議員の内から選出し、総会の承認を要する。任期は副会長と同一とする。

第6条（年次講演会）

学術集会は会長が主催し、年1回開催する。

学術集会における研究発表は、共同研究者に少なくとも1名の本会の会員がいること。

第4章 役員及び評議員

第7条（理事）

本法人に3名の理事を置く。

第8条（監事）

本法人に1名の監事を置く。

第9条（評議員）

1. 本法人に評議員を置き、評議員会を構成し本法人の運営に関する事項を審議する。
2. 評議員数は定めない。
3. 評議員は評議員会にて選出し、理事会の議を経て理事長がこれを委嘱する。

第5章 評議員会

第10条（評議員会）

評議員会は、理事長が議長となり、各年度1回以上開催する。会議は構成員の過半数の出席により成立し、議事は出席者の過半数の可否により決する。可否同数の場合は議長裁定により決する。

委任状はこれを出席とみなす。

第11条（臨時評議員会）

理事長は評議員の3分の1以上から評議員会招集の請求があったときは、評議員会を招集しなければならない。

第6章 委員会

第12条（常設委員会）

本法人には、総務委員会と財務委員会の常設委員会を置く。

常設委員会の委員長は理事の分担とし委員は、各委員長が推薦し、理事長がこれを委嘱する。

第 13 条（専門委員会）

本法人には、会務の遂行に必要な各種専門委員会を置くことができる。

専門委員会の委員長は、理事会の推薦に基づき、理事長が委嘱する。

専門委員会の委員は各委員長が推薦し、理事長が委嘱する。

第 7 章 機関誌

第 14 条

本法人は機関誌「Cough Investigation」を刊行する。

編集委員会を設置して、機関誌の刊行事業を行う。

第 8 章 名誉会員など

第 15 条 本法人の会員であった者の中から理事会の議を経て選ばれた者に次の称号を授与することができる。年会費は納付する。

1. 名誉会長

咳嗽学の進歩発展に対する業績が顕著であり、特に本会の発展に著しく貢献した者とする。

名誉会長は評議員会、総会、学術集会に出席し、意見を述べることができる。

2. 名誉会員

咳嗽学の進歩に寄与し、本会の会長経験者（研究会時代も含む）で、永年理事、評議員をつとめた者などとする。

名誉会員は評議員会、総会、学術集会に出席し、意見を述べることができる。

3. 功労会員

咳嗽学の進歩に寄与し、永年理事、評議員をつとめた者などとする。

功労会員は評議員会、総会、学術集会に出席し、意見を述べることができる。

第9章 定款施行細則の修正

第16条（定款施行細則の修正および改定）

本会則の修正及び改定については、理事会の審議承認を得なければならない。

第17条（定めのない事項）

本細則に定めのない事項が発生した場合は、理事長は本細則第16条に準じてこれを処理する。

第10章 事務局

第18条（事務所と事務局）

この法人は、主たる事務所を石川県金沢市東御影町25-1 卯辰山イーストヒル209に置く。

また事務の実務は国立病院機構七尾病院の事務局で行う。

附則

第1項

1. 本細則は2018年（平成30年）10月20日より施行する。
2. 本細則は2020年（平成32年）9月26日より施行する。